

令和2年12月2日開議

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和2年第4回

杵築市議会定例会追加議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 報告第 38 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案書 2 ページ -
- 報告第 39 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案書 5 ページ -
- 報告第 40 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案書 8 ページ -

報告第38号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永松 悟

記

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和２年１１月２７日

杵築市長 永 松 悟

杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

(杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(平成17年杵築市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 杵築市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、
令和3年4月1日から施行する。

報告第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和２年１１月２７日

杵築市長 永 松 悟

杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例

(杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年
杵築市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、6月に支給する期末手当にあつては100分の
157.5を、12月に支給する期末手当にあつては100分
の172.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 杵築市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第5条中「100分の167.5」を「100分の162.
5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、
令和3年4月1日から施行する。

報告第40号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年12月2日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年11月27日

杵築市長 永 松 悟

杵築市職員の給与に関する条例及び杵築市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

(杵築市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 杵築市職員の給与に関する条例（平成17年杵築市条例
第41号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項及び第3項中「100分の130」を「100
分の125」に改める。

第2条 杵築市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正
する。

第24条第2項及び第3項中「100分の125」を「100
分の127.5」に改める。

(杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
)

第3条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成
27年杵築市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の130」を「100分の12
5」に、「100分の170」を「100分の165」に改め
る。

第4条 杵築市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の12
7.5」に、「100分の165」を「100分の167.5
」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4

条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

